

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコール・マミ南館

所在地 香芝市真美ヶ丘六一〇

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 事業拡大に伴い想定されるさまざまな課題に対しては、地元自治会及び地元住民と密接に連絡をとって、理解を得られるように努めること。

2 真美ヶ丘自治会では、かねてより「香芝市真美ヶ丘地区環境整備基準」を定め、独自のまちづくりを進めているため、この趣旨を踏まえ、景観、地域環境等を損ねることのないように配慮すること。

3 当該届出に係る変更が実施された後も引き続き、地元自治会から配布する店舗備付け用の本市広報誌等の要不要等を含め、地元自治会との関係について真美ヶ丘自治会長と充分に協議すること。

4 駐車場、駐輪場、荷さばき施設等の車両が出入りする場所には、事故のないよう交通整理員の配置に努めるとともに、車両が歩道を横切る箇所には、繁忙時以外にも交通整理員を配置するよう希望する。

また、周辺道路での事故及び交通渋滞が発生しないよう努めること。

5 幼児、児童及び生徒の通園及び通学路の安全確保のために次の事項について厳守すること。

(一) 搬出入車両等は、幼児、児童及び生徒を見かけたら、通行の安全を確保してから徐行し、通行すること。

(二) 幼児、児童及び生徒の通学時間帯の来店客に、安全運転等の注意喚起を行うこと。

(三) その他一切の危険防止に努めること。

6 当該店舗の変更において生じる増設部分については、駐車場における障がい者用駐車スペースの設置や、店舗の通路等に手すり、点字ブロック等の整備をする等、障がい者に優しいバリアフリー等の対策を講じること。

また、工事期間中においても障がい者等に配慮すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで